

---

---

## 令和5年度第2回練馬区居住支援協議会 議事要旨

---

---

[日 時]

令和6年3月21日(木)13時15分から14時15分まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎5階 庁議室

[出席者]

(会長) 都市整備部長 建築・開発担当部長兼務

(副会長) 長尾委員  
福祉部長 高齢施策担当部長兼務

(委員) 福島委員、石澤委員、青木委員、古川委員、丹羽委員  
佐藤委員、相馬委員、(代理)石山委員、浅野委員  
障害者施策推進課長、生活福祉課長  
高齢者支援課長、(代理)環境課職員、住宅課長

(事務局)住宅課

[傍聴者]

0名

[案 件]

- 1 令和5年度住まい確保支援事業実績について(経過報告)
- 2 令和6年度の区の取組
  - (1)高齢者在宅生活あんしん事業の拡充について
  - (2)ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実について
- 3 住宅セーフティネット法の改正について

## 1 令和5年度住まい確保支援事業実績について（経過報告）

## 2 令和6年度の区の取組

### 【住宅課長・高齢者支援課長・生活福祉課長】

（資料1・2・3の説明）

#### 【A委員】

申込件数に比べて、成約件数が低い結果に終わっている。追跡した結果、半数が引っ越しているとのことだが、決まっている方と決まっていない方の違いをどう分析しているのか。

ひとり親家庭の助成金について、自分で決めた場合でも助成は受けられるのか。

#### 【住宅課長】

提供した物件以外にも、知り合いなどを通じて情報を入手していると思われる。また、転居後の家賃や居住の条件、転居に係る費用から、引っ越しをしないと判断した例もあると思われる。

#### 【生活福祉課長】

ひとり親家庭について、どのようなニーズがあるか調査した。その結果、助成を必要とするのは、住まい確保支援事業を申し込んだ方でなく、収入減や離婚によってひとり親になった方も家賃等の固定費には苦しんでいることがわかった。当課では、ファイナンシャルプランナーを配置し、相談の上、固定費が減ることで生活の安定できそうな見立てがあった方に対して助成することとしている。

#### 【B委員】

現状、コロナによって、困窮世帯とそうでない方々との格差が広がっている。小規模多機能型居宅介護サービスでは認知症の方等、いろいろな方々を支援している。

練馬区の支援はとても充実しており、そうしたサービスを用いて我々も事業を行っている。しかし、弁護士や司法書士等は、毎日、面倒をみることは難しい。こうした方々と高齢者等をつなぐのが、正に小規模多機能型居宅介護サービスであると考えます。事例を紹介できれば、少しでも貢献できると思う。

#### 【会長】

周知について、検討していきたい。

**【C委員】**

ひとり親家庭の支援は把握できたが、高齢者や障害者にも同様の支援はあるのか。障害者グループホームへの区の取組や支援はどうか。

**【高齢者支援課長】**

転宅については、高齢者にはない。都市型経費老人ホーム等の整備を進めている。

**【障害者施策推進課長】**

障害者についても転宅の助成はない。区内のグループホームは、令和5年8月で100施設。知的、精神で軽度の方であれば、こうした場所で生活できる。一定期間いれば、生活リズムも確立し、アパートでも生活できると思われる。利用にあたっては、家賃の補助を一部行っている。

**【C委員】**

障害者施策について、今後の助成の方向性は？

**【障害者施策推進課長】**

現在、消防設備等について助成を行っている。

先ほど数は100と申し上げたが、急激に増えており、積極的に区が整備について、補助することは難しくなっている。

**【吉岡副会長】**

セーフティネット住宅で、登録を受けた専用住宅の改修を助成することはある。オーナーは、孤独死を心配しており、その後の処理等をどうするのが問題。令和6年度から、社会福祉協議会で終活窓口を設ける。自分で決められるうちに、残置物や身の振り方を決めることができる。オーナーにも安心していただきたい。借りる側だけでなく、貸す側の不安も取り除くように行っていきたい。先ほど委員からお話のあった事業所は、24時間365日で事業を行っている。介護保険の中では常識だが、各サービスを知ってもらうのは重要。

**【C委員】**

不動産事業者としては、何かあった場合には、円滑に退去してもらいたい。ただし、残置物等の関係で、立ち退きも要求できない。そのため、高齢者の入居を断ってしまう。

#### 【吉岡副会長】

高齢者の入居について、ご不安な点は、区内に27か所ある地域包括支援センターなどで相談してほしい。民生委員もいる。どこに何を言えばいいのか、困っている人は多い。地区のネットワークが必要。地域で支えていくことが重要。心配があれば、地域包括支援センターへ来てほしい。

#### 【B委員】

事例をひとつ紹介したい。立ち退きが迫った木造アパートで、残り一世帯となった方の相談を受けている。

住んでいる方にとって、大家や近隣の方の力は不可欠。小規模多機能型居宅介護サービスへも、相談してほしい。

#### 【D委員】

今、BCPの作成に取り組んでいる。

自然災害、利用者の実態を調べている。地震が多い。老朽化した建物は心配。一時避難するような場所はあるのか。

#### 【会長】

大きい地震があれば、建築職の有資格者が現地を回り、応急危険度判定を行い、危険となれば体育館等の避難拠点へ避難する。罹災証明があれば、行政からの見舞金等で住宅を修築する。

#### 【E委員】

転居の相談は多い。一番良い住まいはどこなのか。

また、民間のアパート探しでも、居住支援法人と話す中で、高齢者は審査に落ちていると聞く。居住支援法人は本当にありがたい存在。ひとり親への助成を含めて、区の制度が充実していくことを願う。

#### 【F委員】

いくら区ががんばって、民間へ協力を依頼しても、大家としては、住宅確保要配慮者以外の方に貸したいのが本音。成約数が低いのは当然といえる。ダメ元と考え、区役所へ行っている方も多いのではないか。

本当に困っており、本気で家を探している人は、自分でも不動産店を訪れている。こうした人たちのために何ができるかが重要。

ただ、民間のオーナーには、重要事項説明義務があり、孤独死が発生した場合、事故物件であることは通知しなければならない。煩わしくなることを懸念し、大

家も敬遠しがちになる。根本的には、国が対処すべき問題。もちろん、当団体としては、区への協力は継続していきたい。

**【会長】**

大家もビジネスである一面がある。そうした声も、とても貴重である。

### 3 住宅セーフティネット法の改正について

**【住宅課長】**

(参考資料の説明)

**【G委員】**

生活に困窮しているが生活を立て直すとき、支えがないとたいへん厳しい。住まい探しもそのひとつ。居住支援法人は、たいへん貴重な存在だと思っている。住宅確保要配慮者が、ひとりでも住まいを探すことは難しい。居住支援法人への補助を望む。

**【会長】**

事務局から、今後の予定をお伝えする。

**【事務局】**

今回は令和6年7月以降での開催を予定している。

**【会長】**

以上で終了とする。

(了)